

広島県合唱連盟規約

昭和 37 年 4 月 1 日 制定
昭和 58 年 4 月 8 日 改正
平成元年 4 月 9 日 改正
平成 5 年 4 月 11 日 改正
平成 6 年 4 月 24 日 改正
平成 16 年 4 月 18 日 改正
平成 18 年 4 月 16 日 改正
平成 20 年 1 月 20 日 改正
平成 24 年 4 月 15 日 改正
令和 2 年 1 月 13 日 改正

第1章 総則

(名称及び所属)

第1条 本連盟は広島県合唱連盟と称し、一般社団法人全日本合唱連盟及び全日本合唱連盟中国支部に所属する。

(事務局)

第2条 本連盟は事務局を広島県内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は加入団体相互の親交と、合唱音楽の普及向上を図り、もって地方芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的達成のため一般社団法人全日本合唱連盟及び全日本合唱連盟中国支部と連携して次の事業を行う。

1. 合唱音楽に関する発表会・講習会・研究会等の開催または援助
2. 合唱祭・合唱コンクール・各種合唱の大会等の開催または援助
3. 合唱指導者の育成
4. その他本連盟の目的にかなう事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本連盟は、正規の手続を経て入会した広島県内の合唱団をもって構成する。

- 2 合唱団は連盟担当者として会員一名を選出する。

第6条 会員は以下の権利と義務を有する。

- (1) すべての事業に参加する権利
- (2) 総会に出席し意見を述べる権利
- (3) 役員を選出する権利
- (4) 会費を納入する義務
- (5) 事業の運営に協力する義務

第4章 役員

(役員)

第7条 本連盟には次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1ないし4名
- (3) 理事 15名以上25名以下(理事長、副理事長を含む)
理事長は理事の中から以下の事務局員を指名する
 - ① 事務局長 1名
 - ② 事務局次長 1ないし4名
- (4) 監事 2名(監事は理事を兼ねることができない)
- (5) 本連盟には顧問及び会長を置くことができる。

(理事)

第8条 理事は総会において選出する。

ただし、会員以外の学識経験者の数は、理事総数の4分の1を超えてはならない。

- 2 なお、役員が任期途中で欠けた場合の補充役員は理事会で選出する

(理事長及び副理事長)

第9条 理事長、副理事長は総会において選出する。

(監事、顧問及び会長)

第10条 監事・顧問・会長は総会の同意を得て理事長が委嘱する。

(任務)

第11条 役員の任務は以下のとおりとする

- (1) 理事長は本連盟を代表し会務を統括する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し理事長に事故ある時または欠けた時は、その職務を代理または代行する。
- (3) 理事は事業の企画と推進に当たる。
- (4) 事務局長は事務局を組織して、連盟の事務を処理する。
- (5) 事務局次長は事務局長を補佐する。
- (6) 会長は主として対外関係において理事長を支援する
- (7) 監事は会計の監査を行う。
- (8) 監事・顧問並びに会長は総会・理事会に出席し意見を述べることができるが議決権はない。但し監事・顧問並びに会長が会員・理事の場合はその限りでない。

(任期)

第12条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 但し、理事長は4期を超えての再任はできない。
3. 任期は該当年度の4月1日から始まり、2年後の3月31日をもって満了する。
4. 補充役員の任期は前任役員の残り期間とする。

第5章 会議

(会議)

第13条 会議は総会・理事会とする。会議はすべて2分の1以上の出席で成立する。

- 2 会議に出席できない者が委任状を提出した時は、これを出席とみなす。

(総会)

第14条 総会は会員をもって構成し、毎年理事長が招集する。

但し会員の3分の1以上又は理事会の要求があった時には、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

(総会の審議事項)

第15条 総会では以下のことを行う。

- (1) 事業計画及び事業報告の承認
- (2) 収支予算決算の承認
- (3) 連盟規約の決定
- (4) 役員の選任
- (5) その他必要と認められる事項の決定

(理事会)

第16条 理事会は理事長・副理事長以下全理事をもって構成し、必要に応じて理事長が招集して、総会から託された事項及び緊急を要する事項の審議を行う。

(議決)

第17条 会議は理事長が議長となり、議決は議決権を有する出席者の2分の1以上の賛成をもって決定する。賛否同数の時は議長がこれを決定する。

第6章 会計

(会計)

第18条 本連盟の会計は、連盟費・補助金・寄付金・事業収入その他の収入で運営する。

(連盟費)

第19条 連盟費の年額は総会で定める。

(年度)

第20条 本連盟の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第7章 附則

(細則)

第21条 本規約の実施に必要な細則は別に定める。

(改正)

第22条 本規約の改正・変更は総会の議決による。